静岡県情報公開条例(平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。)第34条の規定により、令和6年度の各実施機関における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

令和7年6月27日

静岡県知事 鈴木康友

## 1 実施機関別開示請求の処理状況

(単位:件)

1 美施機関別開示請求の処理状況 (単位:件)									
	HB.	処 理							
実施機関	開示請求件数	全部開示決定	部分開示決定	非開示決定	存否応答拒否	文書不存在	請求取下げ	却下	
知 事	4, 365	3, 902	321	4	1	58	79		
議 会	5	1	4						
教育委員会	76	33	17		3	7	16		
選挙管理委員会	33	17	8	1		6	1		
人事委員会	0								
監査委員	7	1	6						
公安委員会	0								
警察本部長	152	40	71	1	2	33	5		
労働委員会	0								
収用委員会	0								
海区漁業調整委員会	0								
内水面漁場管理委員会	0								
公営企業管理者	62	12	10				40		
がんセンター 事 業 管 理 者	1	1							
静岡県公立大学法人	4	4							
公立大学法人静岡文化芸術大学	0								

公立大学法人静岡 社会健康医学 大学院大学	2	2						
地方独立行政法人静岡県立病院幾構	0							
静岡県住宅供給公社	10	10						
静岡県道路公社	17	17						
静岡県土地開発公社	0							
合 計	4, 734	4, 040	437	6	6	104	141	0

## 2 審査請求の状況

条例第11条各項の決定について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があったものとその処理の状況は、次のとおりである。

(単位:件)

審査請求		処理							
令和5年度 からの繰越 件 数	令和6年度		裁						
	審査請求件 数	却下	棄却	一部認容	認容	取下げ	審理中		
22		11	2	7	5	1	_	18	

## 3 静岡県情報公開審査会の開催状況

条例第22条の規定により静岡県情報公開審査会が行った審議等の状況は、次のとおりである。

(単位:件)

審 査 会 開催回数	条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問等の状況										
	診	問		処理							
開催回	奴	令和5年度からの繰越件数	令和6年度諮問件数	答申	諮問の取下げ	審	議	中			
10	10 19		11	13	-		17				